

けんりょうご
**権利擁護の
そうたんコーナー**

今月のそうたん

法定後見制度の申立をしたいのですが、
誰が後見人等に就任できるのでしょうか？

Q 私の母は重度の認知症なのですが、先日祖父が死亡し、遺産分割の手続をする必要が生じたため、成年後見制度を利用しようと考えています。私は母と同居していますので、母の成年後見人になりたいのですが、兄とは不仲で、兄は私が母の財産を管理することに反対しています。母の成年後見人には誰が就任することになるのでしょうか。

A 前号で、法定後見制度の申立方法についてご説明しましたが、後見人等の候補者がいる場合は申立書にその氏名を記載することが可能ですので、あなたの氏名を記載することはできます。

ただし、最終的に誰を選任するかは裁判所が決定しますから、遺産分割等の法的手続きが必要であったり、財産管理に専門的知識が必要であったり等する案件では、弁護士等の専門職が選任される可能性もあります。もっとも、親族が後見人等に就任し、個別の事件について弁護士等に依頼するという場合もあります。

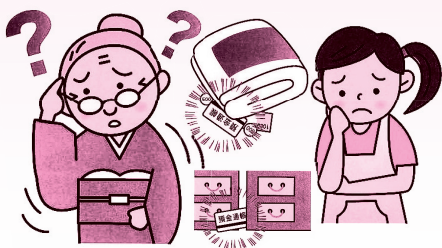
また、本人の財産管理等について親族間でトラブルがある場合は、裁判所が第三者の専門職を選任することが多いです。本件では、お兄さんがあなたの後見人就任に反対しているため、専門職後見人が選任される可能性が高いと考えられます。

その他、案件によっては、特定非営利活動法人(NPO法人)や、一定の条件を満たした「市民後見人」が、後見人等に就任する場合があります。この市民後見人については、次号でご説明する予定です。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

あなたの暮らしの安心を社協がお手伝い

**福祉サービス
利用援助事業**



「福祉サービス利用援助事業」は、高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断をすることに不安がある方が、福祉サービスを利用するときの相談や説明を行ったり、日常生活の金銭管理のお手伝い等を行うサービスです。

利用を希望される方は
社協へご相談ください。



暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター

1月6日、13日、20日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

山崎支部(62) 5530

◎結婚相談

宍粟防災センター

1月5日、19日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、
介護に関する相談や苦情、
福祉サービス等の相談を受付
けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談はいず
れも無料です。市内にお住まい
の方が対象です。